

振動工具取扱い作業従事者教育

1 教育の目的

平成 21 年 7 月 10 日に改正された「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づく教育を実施しています。

指針改正のポイントは、

- ① 振動評価など国際基準との調和を図ったこと
- ② 振動値に応じて作業時間を管理することになったこと
- ③ 振動ばく露限界時間等について教育を行うこととしたこと

となっています。

2 受講対象

振動工具を取扱う作業に従事する者。

3 科目及び時間（休憩時間は 1 時間毎に 5 分間）

科 目	時 間	時 間 割	講 師
振 動 工 具 に 関 す る 知 識	1	13 : 00 ~ 14 : 00	建災防佐賀県支部講師
振 動 障 害 及 び そ の 予 防 に 関 す る 知 識	2.5	14 : 05 ~ 16 : 45	
関 係 法 令 等	0.5	16 : 45 ~ 17 : 15	
演 習	0.5	17 : 20 ~ 17 : 50	

4 受講料（テキスト代 1,230 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
7, 5 0 0 円	8, 5 0 0 円

注 会員はテキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた受講料になります。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品

受講票・筆記用具

※ 建設業における振動工具の種類

さく岩機	チップングハンマー	リベットイングハンマー
コーキングハンマー	ハンドハンマー	ベビーハンマー
コンクリートブレーカー	スケーリングハンマー	サンドハンマー
ピックハンマー	多針タガネ	オートケレン
エンジンカッター	スイング研削盤携帯用皮はぎ機	電動ハンマー
コンクリートバイブレーター	サンダー	バイブレーションドリル
インパクトレンチ	バイブレーションシャワー	ジグソー
プッシュクリーナー	携帯用タイタンバー	携帯用研削盤

7 実施日・会場

実施日 2019年7月16日(午後)

会場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952-26-1563